辞退の異動始期が2025／5始期以降 の奨学生用の様式です。

［ 給付様式１－２ ］

【新給付】辞退（短縮卒業・修了）の異動願（届）及び認定報告

給付

独立行政法人日本学生支援機構理事長　殿
下記のとおり願出（届出）いたします。

※貸与奨学金及び給付奨学金（旧制度）及び
辞退の異動始期が2025/4始期以前の「異動願（届）」は様式が異なります。
別途作成してください。

届出年月日	（西暦）　　年　　月　　日

1. 基本情報

太枠内を全て記入してください。

学校名		学籍番号		生年月日	
学部・学科（課程・研究科）		フリガナ		学年	年
奨学生番号		氏名			

2. 異動情報

以下、太枠内を記入してください。

記入者	【辞退（短縮卒業・修了）】
学校	卒業日／修了日 ※学籍を失った日　　年　　月　　日

3. 認定報告

以下、前回判定に基づき、今回の辞退（短縮卒業・修了）時における認定を行ってください。

辞退（短縮卒業・修了）の異動始期は　　年　　月　　です。

辞退（短縮卒業・修了）の総合認定は　　「　　」　　です。

A. 前回の適格認定時の成績判定

B. 今回該当している事由（スタート）

Q1）以下に該当しますか？

- 前回の適格認定以降、全ての期間を休学している　→ 該当する → **判定不可**
- 上記に該当なし　→ なし／該当

Q2-1）以下に該当しますか？

- 【特例1】　傷病・災害その他やむを得ない事由があると認められる（特例）　→ 該当する → Q2-2）
- 上記に該当なし　→ なし／該当

Q2-2）最終的な総合認定を選択してください。

- 学力基準（廃止事由、警告事由）を確認の上、【特例1】を適応した後の最終的な総合認定を、継続・警告・停止・廃止（返還不要）・廃止（返還必要）から選択してください。

※【特例1】に該当した場合、廃止事由①～③、警告事由①～③の✔は不要。
総合認定のみ選択してください。
※詳細は、事務手引き≪第7-2≫適格認定学業を参照してください。

Q3-1）以下の**廃止事由**に該当しますか？（廃止基準）

- 廃止事由①　修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した
- 廃止事由②　修得単位数の合計（累積）が標準修得単位数の**6割以下**
- 廃止事由③　出席率が**6割以下**など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した
- 上記廃止事由①～③に該当なし　→ なし／該当

該当する → Q3-2）

Q3-2）以下に該当しますか？（返還必要基準）

- 修得単位数の合計（累積）が標準修得単位数の１割以下である場合　→ 該当する → **廃止（返還必要）**
- 出席率が１割以下など、学修意欲があるとは認められない場合
- 上記の廃止（返還必要）事由に該当なし　→ 該当なし → **廃止（返還不要）**

Q4-1）以下の**警告事由**に該当しますか？（警告基準）

- 警告事由①　修得単位数の合計数（累積）が標準単位数の**7割以下**
- 警告事由②　GPA（平均成績）等が下位4分の１以下
- 警告事由③　出席率が**8割以下**など、学修意欲が低いと学校が判断した
- 上記警告事由①～③に該当なし　→ なし／該当

該当する → Q4-2）

Q4-2）以下に該当しますか？

- 以下の特例事由に該当なし　→ 該当なし → Q4-3）
- 【特例2】　教育課程の特性（特例）
- 【特例3】　社会的養護を必要とする者（特例）
- 該当する → **継続**

Q4-3）以下に該当しますか？

- 「警告①」又は「警告③」に✓が入り、前回の総合認定は「警告」だった　→ 該当する → **廃止（返還不要）**
- 「警告①～③」のいずれかに✓が入り、前回の総合認定は「停止」だった
- 上記に該当なし　→ なし／該当

Q4-4）以下に該当しますか？

- 「警告②」のみに✓が入り、前回の総合認定は「警告」だった　→ 該当する → **停止**
- 「警告①～③」のいずれかに✓が入り、前回の総合認定は「継続」、又は今回が初回の判定だった場合　→ 該当する → **警告**

継続

4. 学校から機構への連絡事項記入欄

5. 学校証明欄

上記記載のとおり相違ないことを証明いたします。

学校の証明　　年　　月　　日

学　校　名

担当部長※

※証明者は部長相当職以上の方としてください。

電話番号	学校番号	区分

6. 学校処理

紙様式を使用の場合、記入不要欄です。Excel様式を使用していただくと必要処理が自動で表示されます。

7. 機構に送付が必要な理由

下記に✔が入る場合は、スカラACから入力せずに異動願を機構に送付してください。

- □ 振込超過あり
- □ 3月以外の月が学年末の者で「廃止（返還必要）」の判定
- □ 未振込あり
- □ その他

【注意】未振込分の送金は、以下の条件に該当する場合のみ認められます。希望する場合は状況を確認のうえ、チェックし本届出を送付してください。なお、該当しない場合は、記入があっても無効とします。
未振込分の送金を希望しない場合は、「【新給付】停止の異動願（届）」（給付様式1-5）を作成し、スカラACにて停止（本人都合）を入力してください（機構への送付は不要です）。

□ 未振込分送金依頼
未振込期間において、**廃止・停止はない。**

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務（返還業務を含む）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

（機構使用欄）

最終振込年月	20　　年　　月	振込超過 □有 □無	か月	要返戻金額	円

提出先	スカラAC入力	郵送の要否
異動・補導係	処理必要	送付不要